

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税、その他（徴収規定） ※法改正の具体的な内容が固まり次第、関連する税目について要望する可能性あり		
要望項目名	「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 民主党マニフェストにおいて、職業訓練期間中に、月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されている（「連立政権樹立に当たった政策合意」（2009年9月9日）（以下「連立政権合意」という。）においても同旨。）ことを踏まえ、平成23年度の制度創設に向けて、法的な措置も含めて労働政策審議会において検討し、この検討結果を踏まえて非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。 ・ 特例措置の内容 現在のところ未定である。 		
関係条文	[]		
要望理由	<p>(1) 政策目的 民主党マニフェストにおいて、職業訓練期間中に、月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されている（連立政権合意においても同旨。）ことを踏まえ、平成23年度の制度創設に向けて、法的な措置も含めて労働政策審議会において検討し、この検討結果を踏まえて非課税措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性 「求職者支援制度」の給付額は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定することから、さらにこれに対して課税した場合、給付の効果が著しく減殺されることとなるため、非課税措置が不可欠である。</p> <p>(3) 要望の措置の適正性 「求職者支援制度」の手当については、受給者の最低生活を保障するものであり、公課等を課し給付を減額することは、国の国民に対する最低生活保障の原則に照らし矛盾することとなる。したがって「求職者支援制度」の手当についても非課税とすることが妥当である。</p>		
減収見込額	(初年度)	— (—)	(平年度) — (—) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 国税についても同様の要望を行っている。	
過去の要望経緯	※ 新規要望		
本要望に対応する縮減案			